

大飯原発再稼働差し止め

画期的判決

生命と生活こそ最優先の権利

人格権を超える価値はない

個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるといえることができる。人格権は憲法上の権利であり(13条、25条)、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。

生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できる。



▲大飯原発再稼働中止を求める集会 5月17日福井

安倍政権には打撃

福井地方裁判所(樋口英明裁判長)による関西電力大飯原発の再稼働差し止め判決(5月21日)は、原発ゼロをめざす人々に大きな希望と勇気を与えています。一方、原発が抱える根本的な危険を認め、この判決は、原発再稼働を狙う安倍政権や電力会社に大きな打撃を与えています。

この大飯原発の再稼働差し止めを命じた福井地裁判決の画期的な内容の一部を次に紹介します。

原発は本質的に危険

原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。

原子力発電では、いったん発生した事故は時の経過に従って拡大して行くという性質を持つ。このことは、他の技術の多くが運転の停止という単純な操作によって、その被害の拡大の要因の多くが除去されるのとは異なる原子力発電に内在する本質的な危険である。

危険性にあまりにも楽観的

この地震大国日本において、基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観的見通しにしかすぎない上、基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得るというのであれば、そこでの危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる。このような施設のあり方は原子力発電所が有する前記の本質的な危険性についてあまりにも楽観的といわざるを得ない。

生存権と電気代を並べることは許されない

被告は本件原発の稼働が電力供給の安定性、コストの低減につながると主張するが、当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の可否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている。

国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている。

原発ゼロへ希望と勇気